

令和7年度第1回京都府公共事業評価に係る第三者委員会の概要について

令和7年12月18日
建設交通部指導検査課

令和7年10月29日に開催しました令和7年度第1回京都府公共事業評価に係る第三者委員会の概要は、以下のとおりでしたのでお知らせします。

1 日 時 令和7年10月29日（水）午前09時30分から12時20分まで

2 場 所 京都ガーデンパレス「鞍馬」

3 出 席 者 京都府公共事業評価に係る第三者委員会
多々納裕一委員長、河邊委員、岸田潔委員、黒坂則子委員、
深町加津枝委員、三谷茂委員、山口靖弘委員
京都府
建設交通部部長、技監、理事、課長ほか
農林水産部 課長ほか

4 傍 聴 者 等 一般傍聴者1名、報道関係者1社

5 議事と結果

■農業競争力強化農地整備事業（関地区）【事前評価】

「事業着手が妥当」との意見を得た。

<主な意見等>

・地域とも相談しながら、環境への配慮の取組を工夫されたい。

■一般国道429号（榎峠バイパス）道路整備事業【再評価】

「事業継続が妥当」との意見を得た。

<主な意見等>

・前回のリスク評価の妥当性が示された事例であった。

■一般国道178号（里波見～長江）道路整備事業【再評価】

「事業継続が妥当」との意見を得た。

<主な意見等>

・砂浜や岩場等、海辺の環境をできる限り保全するよう検討されたい。

■一般国道423号（法貴バイパス）道路整備事業【再評価】

「事業継続が妥当」との意見を得た。

<主な意見等>

・過去の知見の活用等、事前調査をもう少し精緻に行い、全体事業費算出の精度を高める工夫をされたい。

6 委員会での主な意見

■農業競争力強化農地整備事業（関地区）【事前評価】

(委員)

将来的な懸念や課題があるなら具体的に示してほしい。

[京都府]

事業を実施した後、担い手の方々が将来にわたって営農を継続できるような「儲かる農業」を実現していただくことが、最大の課題であると認識している。

現在の計画では、担い手の方々に農業を継続していただくことを前提としているが、10年、20年先の情勢は変化する可能性があるため、その点については不確定な要素も存在する。将来的にも担い手の方々が農業を続けていただけることが、今後の重要な課題であると考えている。

(委員)

担い手の将来が不透明である中、スマート農業の推進には設備投資や維持管理などのコストが伴う。現段階では事業を進める方針と理解しているが、将来的な課題への対応は次の任せの印象を受ける。

日本の農政の行方を踏まえ、単なる工事にとどまらず、京都府が主体となり国も巻き込んだ総合的な取り組みが必要である。本事業は将来を見据えた舵取りが求められる。

[京都府]

将来の担い手の営農継続は重要な課題であると認識している。農林水産省および京都府では、10年後の農地の担い手を定める「地域計画」を策定しており、関地区でも5名の担い手への農地集積を目指した議論が進められている。

京都府としても、地域計画に基づき担い手の育成等を行ながら、事業を推進している。

(委員長)

先ほどの説明に関連し、担い手の年齢構成について確認したい。認定農業者や適格法人など、認定されている方々の年代について、把握されている範囲で教示願いたい。

[京都府]

担い手の年齢層は幅広く、若年層から50代・60代まで存在している。法人には家族経営も含まれ、後継者であったり、若い作業員を雇用している例もある。全体としては年齢構成にばらつきがある。

(委員)

60戸の農家のうち担い手5名に土地を預けていることであるが、残りの55名については、すでに全員が同意しているという理解でよいか。

[京都府]

本地区においては、農家60戸全てから同意を得たうえで、事業を実施している。

(委員)

動植物について確認したい。

動物は工事区域外へ避難させる対応をされることだが、周囲が緑豊かな環境であることから、それで問題ないという認識でよいか。

[京都府]

工事は数年にわたって実施予定であるが、開始後は動物が隣接区域へ移動することが可能であるため、生物の保存は可能であると考えている。

隣接区域も同様の緑豊かな環境であることから、特段の対策は不要と認識している。また、圃場整備では土の外部搬出は行わず、区域内での移動にとどまるため、植物の種の保存にも支障はないと考えている。

(委員)

本事業の必要性は認識しているが、農家負担が生じる点や、設備の維持費・耐用年数など

を踏まえると、収益を上げつつ産業として成り立つか心配である。例えば総工費の1%の負担であっても、地域にとっては大きな金額であり、農業形態や支援体制を踏まえた具体的な仕組みをお示し願いたい。

また、環境面では、単なる移動対応にとどまらず、これまでの農地整備の経験を生かした工法の工夫が重要である。農業は生産性だけでなく多面的な価値を持つものであり、技術的な工夫をどのように取り入れるか、基本的な考え方を伺いたい。

[京都府]

農家の地元負担については、事業費の7.5%を農家が負担しており、京都府が毎年徴収する。また、農協等からの借入に際しては、借入額の6分の5が無利子、残りの6分の1は年利1.85%（R7.4.1時点）で借入可能であり、利率面でも負担軽減が図られている。

環境配慮については、水路構造に動物の通行を妨げない工夫を施している。

(委員)

水系の扱いや土壤の一部を残すなど、少しの工夫でも環境面に大きな効果があると考えている。一律の整備方針では十分な効果が得られない場合があり、もともとの環境の価値を残すためには、生産の場を確保しつつ部分的な工夫が必要である。

農業は生産性だけでなく、環境的・地域的な価値も含めて評価されるべきであり、地域の人々が集まる場としての魅力を高める視点も重要である。

農産物の付加価値向上や地域全体での取り組みを通じて、環境の視点を踏まえた事業の進め方を検討していただきたい。

[京都府]

事業は5名の農家を中心に進めるが、維持管理については地元全体で対応する方針であり、特定の者に一任するものではない。

いただいた意見については、今後の事業推進にあたり参考としたいと考えている。

(委員長)

さまざまな意見や懸念が示されたが、事業そのものについては採択を受けて進めていくということでおいか。（異論なし）

■一般国道429号（榎峠バイパス）道路整備事業【再評価】

（委員長）

調書17ページの「5 事業進捗の見込み」について、地元の理解を得ながら工事を進めており、トンネルは本年6月に完成したと記載されているが、資料からは進捗状況が分かりづらい印象を受ける。事業継続の妥当性を判断するためには、「現在の完了状況」と「残りの工事内容」を明示することが望ましい。資料には「見込み」と記載されているが、実際の進捗が明確でない点は改善の余地がある。懸念事項については丁寧にリスクが整理されており、前回の評価との整合性は保たれていると感じている。

以上を踏まえ、事業の進行については了承する。ただし、進捗状況の記載については、再評価時に関連する可能性があるため、今後はより分かりやすい記載をお願いしたい。

[京都府]

「進捗の見込み」という表現については、現在の進捗状況を調書に記載し、訂正する。

（委員長）

前回評価においてリスクを洗い出していたおかげで、今回評価は予測した範囲内であったことから、前回評価との整合性を保った事例であった。本事業については、特段の異論は無かったため、事業継続としたい。

■一般国道 178 号（里波見～長江）道路整備事業【再評価】

（委員）

環境面については丁寧な検討と最大限の対応がなされていると感じているが、調書 26 ページの景観に関する記載に懸念がある。「山側の地形は改変しない」とある一方で、浜側には小面積ながら砂浜が存在しており、海と陸の接点として重要な環境・景観的価値を有している。

イメージパースではその部分が人工的に整備されており、生態系や景観が失われる印象を受けるため、最大限の環境・文化的配慮のもとで事業を進めていただきたい。可能であれば、コンクリートブロックによる一律整備ではなく、砂浜や岩場など自然環境を残す工夫をお願いしたい。

[京都府]

丹後シーサイドラインは景観の良さが魅力であり、海と陸の境界に位置する本区域は貴重な観光資源である。

今回提示したイメージパースは道路の安全性確保を基本として作成したものであるが、今後の事業実施にあたっては、使用する材料等について可能な限り工夫を凝らし、対応を検討していく考えである。

（委員）

本案が全体として妥当であることは理解しているが、対応が難しい部分が生じることも事実であり、検討が必要である。特に、丹後の魅力が詰まった海と陸の接点に位置する区間については、景観・安全性の両面から配慮が求められる。

コンクリートブロックによる整備は、海へのアクセスを妨げ、景観を大きく損なうため、京都府として景観への配慮をお願いしたい。

（委員長）

施工にあたっては、コンクリートブロックなどの単調な構造ではなく、利用方法や景観性を考慮した配慮ある設計を期待するとの意見をいただいた。

安全性の確保は重要であるが、現地は景観の良い場所であるため、可能な範囲で景観への配慮も行っていきたいとの要望である。

（委員）

調書 29 ページでは規制雨量の基準が緩和されることにより総便益が減少しているように思われるが。

[京都府]

便益は、事前通行止め規制区間の解除によって生じている。調書 29 ページでは、前回の事前評価時に雨量規制を 120mm と設定していたが、令和 4 年に基準が 170mm に緩和されたことで平均通行止め日数が変化し、結果として便益が減少した。

これはシステム的な要因によるものであり、懸念については事務局としても同様に認識している。

基準が極端に変化すれば便益がほとんど出なくなる可能性もあるが、今回は費用便益比 (B/C) が成立する水準であったため、事業としては妥当と判断している。

（委員長）

今回の便益は、交通規制が行われなくなることによって発生するものである。

前回の評価では、雨量規制の基準が比較的厳しく設定されていたため、通行止めによる損失が大きく、便益も大きく算定されていた。

今回は規制基準が緩和され、規制頻度が低下したことで、規制解除による便益は減少することとなった。

ただし、現時点での計算では、便益が極端に小さくなるものではなく、費用便益比（B/C）としても成立する水準であると理解している。

（委員）

漁業者の意見について、具体的な内容を確認したい。「同意された」との説明があったが、その同意の内容についても教示願いたい。

[京都府]

漁業者の皆様におかれでは、漁場が失われるのではないかという不安を抱かれており、その点について懸念を示されている。そのため、現場においては粘り強く、丁寧に御説明を行いながら対応を進めている。なお、「同意を得た」ということについては、単に「同意を得たので、あとは自由に進めてください」という趣旨ではなく、引き続きしっかりと対応を行いながら進めていく必要があると認識している。

漁業者の方々にも、この道路の重要性や安全性については御理解いただいていると伺っている。

（委員）

本件の場所は非常に緩やかな砂場であり、漁業活動に適した環境であると認識している。事務局からの説明については了承した。

（委員長）

さまざまな意見や懸念が示されたが、事業そのものについては採択を受けて進めていくということでよいか。（異論なし）

■一般国道423号（法貴バイパス）道路整備事業【再評価】

（委員）

調書15ページ「増額要因」について、地質調査を実施した結果、地盤が悪かったとある。トンネルは調査が難しいことは分かるが、本事業は、事前調査をしようと思えばできたようにも思う。文献調査のほかに、精緻な事前調査を実施できないのか、検討されたい。

増額幅が大きいため、一般の方からは事業を着手したいがために事前評価時の金額を低く見積もっていたと捉えられかねない。

（委員長）

前回評価時ではリスクについて評価していなかったのか。

[京都府]

本事業は令和4年度に再評価に諮っているが、リスク評価の取り組みは令和5年度以降行っているため、前回は評価していない。

（委員長）

今回の件では、リスクが十分に反映されていなかった可能性があり、今後はより広い視点での検討が必要である。B/C（費用便益比）が1.0を超えていたとの説明があったが、数値だけでなく、工事が既に進行しているという事実から、残事業のB/Cから事業継続は妥当と判断することが重要である。

ただし、事業費の増加については慎重な検討が必要であり、費用を抑えるために調査を省略したと府民に受け取られる可能性もあるため、安全性確保のための費用であることを丁寧に説明していただきたい。事業継続については、委員の皆様も同様の認識であると理解している。（他委員の異論なし）それでは、事業継続としたい。

（以上）